

北総線白井駅・西白井駅副駅名称選考方法及び審査基準について

1. 選考方法

- (1) 事務局は、応募作品を取りまとめ一覧表を作成する。
- (2) 事務局は、駅周辺地域活性化プロジェクトチーム等から意見を聞き、副駅名称候補案を複数選定する。
- (3) 事務局は、選定された候補の商標登録調査、スラッグ調査を行い、副駅名称候補を確定する。
- (4) 選考委員会議において副駅名称候補の審査を行い、副駅名称を決定する。

2. 審査基準

- (1) 公共交通機関の施設にふさわしいものであること。
- (2) 白井市第5次総合計画の将来像「ときめきと みどりあふれる 快活都市」に即し、特に「若い世代」に魅力的なものであること。
- (3) 梨のPRと地域の活性化にふさわしいものであること。ただし、審査にあたっては、以下のとおり、取り扱うものとする。
 - 白井駅
市の中心都市拠点として、梨のPR、ひいては市の知名度向上に寄与するものであること
 - 西白井駅
生活拠点として、地域の賑わいの創出（梨のPR）に寄与するものであること
- (4) 読み書きが容易であること。
- (5) 覚えやすく親しみやすく、かつ印象に残るもの。
- (6) 同じ読み方の名称であっても、漢字、ひらがな、カタカナ、アルファベット等で表記が異なる場合には、別作品とみなす。
- (7) 名称等の説明（理由、由来など）が公表可能であること。
- (8) 公序良俗、法令の定め反するもの及び著作権その他第三者が有する権利を侵害する恐れがないこと。
- (9) 会社名や商品名、営利に関連する名称等と同一名称でないこと。